

## 大河原小島商業施設の届出概要について

## (法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 仙南ハウス産業株式会社
- 2 届出年月日 平成31年1月15日
- 3 店舗の名称 大河原小島商業施設
- 4 店舗設置者 仙南ハウス産業株式会社 代表取締役 小幡 敏美  
柴田郡大河原町字新南34番地の5
- 5 店舗所在地 柴田郡大河原町字小島21番地の2
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1, 220 m <sup>2</sup>	食品, 医薬品
未定	243 m <sup>2</sup>	日用雑貨
計	1, 463 m <sup>2</sup>	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和元年9月16日

- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 71台 (指針による必要台数: 57台)
- (2) 駐輪場の収容台数 20台 (指針による参考台数: 42台)
- (3) 荷さばき施設の面積 80.50 m<sup>2</sup>
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12.28 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 8.72 m<sup>3</sup>)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻 株式会社ツルハ 開店時刻: 午前8時 閉店時刻: 午前0時  
未定 開店時刻: 午前9時 閉店時刻: 午後9時
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から午前0時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 4箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

- 10 事務手続き等

- ・公告年月日 平成31年 1月30日
- ・縦覧期間 公告の日から令和元年5月30日まで  
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 平成31年 2月19日

- ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成31年 4月22日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 元年 5月30日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和 元年 9月15日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	平成31年2月19日（火）午後6時30分から午後7時30分まで
開催場所	えずこホール（仙南芸術文化センター） 会議室 宮城県柴田郡大河原町小島1-1
出席人数	6名

質問事項	回答内容
開店時には混雑が予想されるがどのように考えているのか。	開店時には交通整理員を配置して整理を行います。 →県の意見は不要
工事はいつ頃から行うのか。	今年の4月ぐらいからの着工になると思います。 →指針の対象外
騒音の基準値が予測点で違うが、どういうことか。	基準値は都市計画上の用途地域ごと定められており、隣接地の用途地域が違うことから基準値も変わっています。 →県の意見は不要

## 大河原町の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	仙南ハウス産業株式会社	
届 出 年 月 日	平成31年1月15日	
店 舗 名 称	大河原小島商業施設	
所 在 地	柴田郡大河原町字小島21番地の2	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転が徹底されないなどして、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。	